

## 公募型指名競争入札の執行について

平成30年3月12日

大阪市住宅供給公社 理事長 鬻 恒三

次のとおり公募型指名競争入札を執行する。

<b>1. 入札に付する事項</b>	
(1) 案件名称	平成30年度トナーカートリッジ等買入(単価契約)その2
(2) 履行(納入)場所	本公社指定場所
(3) 履行(納入)期間	契約締結日から 平成31年3月31日 まで
(4) 内容	仕様書に記載
<b>2. 発注方式</b>	
単体企業に発注する。	
<b>3. 入札参加資格</b>	
次に掲げる条件のすべてに該当し、本公社の入札参加資格において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。	
(1) 入札参加申請時において、平成29・30年度大阪市入札参加有資格者名簿に種目「 <b>26:OA機器・用品</b> 」で登録していること。	
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。	
(3) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。	
(4) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。	
<b>4. 入札参加申請書等の交付</b>	
(1) 交付期間	平成30年3月12日から平成30年3月26日 土曜日・日曜日及び祝日を除く上記期間の毎日9:00から17:00まで(12:15から13:00までを除く)
(2) 交付場所	本公社ホームページまたは14.発注担当に同じ
<b>5. 入札参加申請</b>	
(1) 申請書類	入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、公社の入札参加資格の審査を受けなければならない。 ・ 公募型指名競争入札参加申請書兼誓約書 ・ 使用印鑑届 ・ 委任状 注1 入札参加の申請・入札・契約締結等の権限を委任する場合のみ必要 注2 受任者は支店長・営業所長又はこれに準ずる地位以上の者に限る ・ 印鑑証明書(原本)申請時において、発行日より3ヶ月以内のもの
(2) 受付期間	平成30年3月22日から平成30年3月26日 土曜日・日曜日及び祝日を除く上記期間の毎日9:00から17:00まで(12:15から13:00までを除く)
(3) 受付場所	14.発注担当
<b>6. 入札参加者の指名等</b>	
(1) 指名通知書は、平成30年3月29日 14:00以降 に交付する。 ※電話等による指名通知の連絡は行わないため、指定日時以降入札執行日までには通知書を受け取りに来ること。 ※配付場所については、発注担当に同じ	
(2) 指名されなかった申請者に対しては、平成30年3月29日 にその理由を付して通知する。	
<b>7. 質疑等</b>	
(1) 仕様書等に疑義がある場合は、下記の日時までに所定の質疑書(指名通知時に配付)に記入のうえFAXにて提出すること。 質疑受付期限 平成30年4月3日 17:00 まで 質疑提出先 大阪市住宅供給公社 総務部経理課	
(2) 回答は、平成30年4月5日 付けて、本公社ホームページに掲載し、契約書に綴じ込む。	
<b>8. 入札に参加することができない者</b>	
(1) 入札参加申請期間内に入札参加申請をしなかった者又は、入札参加の指名をされなかった者。	
(2) 入札参加申出期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置中の者。	
(3) 入札参加申出期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者。	
<b>9. 保証の要否</b>	
(1) 入札保証金	免除
(2) 契約保証金	免除
(3) 契約保証人	不要
<b>10. 入札執行日及び場所</b>	
(1) 入札執行日時	平成30年4月10日 10:15
(2) 入札執行場所	大阪市北区天神橋6丁目4番20号 大阪市住宅供給公社 5階 入札室

<b>11. 入札の無効</b>
(1) 公社経理規程第67条第1項の規定に該当する入札 (2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
<b>12. 落札者の決定方法</b>
(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 (2) 上記(1)の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ等により落札者を決定するものとする。
<b>13. その他</b>
(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。 (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
<b>14. 発注担当</b>
大阪市北区天神橋6丁目4番20号 大阪市住宅供給公社総務部経理課 電話 06-6882-7003
<b>15. 業務内容に関する担当</b>
大阪市北区天神橋6丁目4番20号 大阪市住宅供給公社 総務部経理課 電話 06-6882-7003
<p>大阪市住宅供給公社経理規程(抄)</p> <p>(入札の無効)</p> <p>第67条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 入札参加資格がない者のした入札又は権限を証する書面の確認を受けない代理人がした入札</p> <p>(2) 指定の日時までに提出又は到着しなかった入札</p> <p>(3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札</p> <p>(4) 入札者の記名押印がない入札</p> <p>(5) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札</p> <p>(6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札</p> <p>(7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札</p> <p>(8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札</p> <p>(9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札</p> <p>(10) その他入札に関する条件に違反した入札</p> <p>2 入札の効力は、理事長が決定する。</p>